

特集

## 災害に備えるための民児協活動 ～令和6年能登半島地震をふまえて～

連載

民児協における効果的な運営・充実した活動に向けた  
組織機能の強化をめざす！

information

- ・令和5年度 全民児連事業報告および決算
- ・令和5年度 全国民生委員 互助共励事業実績および決算報告
- ・主任児童委員制度創設30周年を迎えた主任児童委員活動の現状と  
今後の活動推進に向けて（中間報告）について
- ・令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括と  
なりて確保のための提案
- ・民生委員・児童委員活動保険について

全民児連の動き



本誌は、全国民生委員児童委員連合会より、民児協活動の充実に向け、全国の単位民生委員児童委員協議会会長に向け発行している情報誌です（無償）。3部をお送りしており、1部は会長用として、他の2部は単位民児協副会長にご覧いただく等により活用ください。  
(市区町村民児協事務局にもお送りしております)

# 災害に備えるための民児協活動 ～令和6年能登半島地震をふまえて～

令和6年1月1日に石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生しました。

本特集では、発災後から今日にいたるまでの全民児連の取り組みを報告するとともに、現時点も復旧・復興の途上にある、石川県七尾市と富山県氷見市における被災地の民生委員と民児協の活動の現状と課題を報告します。

[報告]

## 能登半島地震の概要と全民児連の取り組み

### 1. 能登半島地震の被害概要

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生しました。

各県の最大震度は石川県で7、新潟県で6弱、富山県と福井県で5強を記録し、各地に甚大な被害をもたらしました。



都道府県	人的被害			住家被害				
	死者	行方不明者	重傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損
	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟
新潟県			5	106	3,106		14	20,419
富山県			5	247	766			18,584
石川県	260	3	326	8,071	16,577	6	5	57,053
福井県					12			752

人的・住家被害等の状況（6月4日時点）

（参照：内閣府ホームページ）

### 2. 全民児連の取り組み

①委員関係者被害状況の確認と情報提供

発災翌日の1月2日から、石川県、富山县、福井県、新潟県、新潟市に対して、被災状況の確認と、評議員、都道府県・指定都市民児協への共有を行いました。

②被災地民児連支援募金の活用

①の4県1市からの

申請に基づき、被災地民児連支援募金から、

被災地での住民支援の初動活動に要する経費

等の助成および被災委員への見舞金等を支出しました。

### ③行政への報告と支援協力の要請等

1月9日に得能全民児連会長が厚生労働省社会・援護局およびこども家庭庁成育局等へ赴き、被災地の被害状況等を報告し、今後の対応に向けて支援協力を要請しました。

また、2月27日には、松本内閣府特命担当大臣に対し、全社協政策委員会を通じて、被災者を支えるための要望を実施しました。

送金先	送金額
石川県民児連	180万円
富山県民児連	140万円
福井県民児連	30万円
新潟県民児連	45万円
新潟市民児連	20万円

### 【要望事項（関連部分抜粋）】

・同じ被災者である民生委員・児童委員が避難所や仮設住宅等に移動しながら地域での声掛け、困りごとの聞き取り等を行っているケースや、担当地区の住民が広域避難するなかでICTを活用するなどの見守り活動等を行っています。自治体が適切に民生委員・児童委員の状況を把握し、必要な支援や課題対応等を十分に行うよう国としての働きかけをお願いします。

・今後、被災者が生活再建をしていくなかで、民生委員・児童委員が被災に対する公的サービスや福祉・介護サービス等に関する情報を被災者に伝達・共有する必要性が高まってきます。生活再建に必要な該当サービス等の内容や方法、申請先や相談先などを各自治体がわかりやすく整理して提供できるよう、国としての働きかけを要望します。

#### ④被災地への訪問

得能会長はじめ役員が被災地を訪問し、被災地の現状や課題、発災時から今日までの民生委員、民児協の活動状況等を把握しました。



大規模火災が発生した「朝市通り」  
(石川県輪島市)



液状化による住宅被害が発生した伏木地区  
(富山県高岡市)

### 【石川県 3月13日】

訪問先：輪島市民児協、七尾市民児協、

石川県社協

4月15日

訪問先：高岡市民児協、氷見市民児協、

富山県社協

### 【新潟県 6月7日】

訪問先：新潟市民児協、新潟市西区役

所、新潟県民児連

### ⑤今後の取り組み

全民児連では、令和6年度事業の重点の一つに「災害への備えと被災地民児協支援」を掲げています。被災地訪問を通じて把握した民生委員・児童委員活動、民児協への支援課題等について継続

的な検討をしていきます。

次ページに石川県七尾市と富山県氷見市からの報告を掲載します。各民児協におかれましては、事例報告や令和5年度に改訂した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の災害に備える民主委員・児童委員活動10か条を参考にしながら、大規模災害への備えを今一度ご検討ください。



「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」

#### 〈指針について〉

平成25年3月に『民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針』として発行。

名称変更を経て、令和5年5月に第4次改訂版として発行。

活動における災害との向き合い方の基本的事項を整理している。

## 七尾市における被災後の活動

～活動状況と10か条について～  
七尾市民生委員児童委員協議会 会長 守 世志子

### 不安と恐怖のなかでの避難行動

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、石川県の各地、特に能登地方に未曾有の被害をもたらしました。

七尾市でも、地震の爪痕は大きく、市内の多くの道路や水道管などが破壊され、住宅の被害は1万3600件を超える、5名の方が亡くなられました。平成19年に起こった能登半島地震の時は比べ物にならない大きな被害となりました。

発災時は、携帯電話の緊急地震速報が鳴り響き、本震後も続く余震と、大津波警報が発表され、大きな不安と恐怖のなか、自分自身と家族の安全確保を最優先としながらも、近隣の方がたへ避難を呼び掛けながら、皆で高台へと避難しました。その後、着の身着のままで、体育館等に避難した人びとは、厳冬期の元旦の寒さに震え、高齢者や持病のある方たちにとっては、寒くて痛くて辛い日々が始まりました。

### 発災後の民児協活動

一定の時間が経過した頃、各単位民児協では、それぞれの委員が担当する地区の要援護者の安否確認を電話や住民からの情報を得ながら行いました。しかし全ての方の安否を確認できるまでには多く時間が必要でした。また、私は、委員の安否、避難先や現在住んでいるところを電話やメールで確認しました。連絡がとれた委員の第一声は、「大丈夫やつた?」「助かってよかつた!」でした。そして、それぞれの委員には、無理のない活動を心がけるよう呼びかけました。

### 委員による支援活動

発災後、比較的被害の少なかった委員は、自分たちの家を片付けつつ、地域の団体や関係機関と協力しながら避難所での声かけや見守り、炊き出し、支援物資の差し入れなど、できることから始めていきました。

### 発生時、発災後の活動で見えた課題等

委員からの相談などでは、被災者やボランティアなどから、民生委員だからという理由から、無理な要望や要求が寄せられ、心が折れたといった声もありました。発災時、発災後において無理のない民生委員としての活動を行っていくためには、「民生委員としてできること、できないこと」をあらかじめ明確にし、地域の方がたの理解を得ておくことが重要であることを再度認識しました。

た。声かけや見守りは、平常時の活動を通じて把握している要援護者の情報をふまえつつ、行っていました。委員のなかには、支援が必要な方を保健師や医療専門機関につなぐ際、一緒に巡回し、健康面での配慮にも努めた方もいました。

また、生活環境が十分に整備されていない避難所では、障害のある方の支援は難しく、専門職などの関係機関につないでも生活の場を確保するには予想以上の手間がかかりました。

時間の経過とともに地域包括支援センター、県外からの災害派遣福祉チームなどの公的支援が入るようになつたことから、民生委員は少しずつ在宅避難者への見守り訪問や生活支援などへの活動に移行していきました。

#### 時間経過後の組織的な対応

少し、状況が落ちついてきた時点で、改めて単位民児協15地区、委員総数202名の安否確認と被害状況について各地区会長を通じ調査しました。その結果報告では、住家等の被害はあつたものの、委員の人的被害はこの時はありませんでした。しかし市外へ避難されている委員もあり、所在地がわからず、連絡することが困難を来す委員もいたようでした。

後日、市民児協の役員でいくつかの市内避難所を視察し、状況を確認しながら、互いに情報の共有を行いました。行政から

は、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿が提供されたことから、各単位民児協では再度、要援護者の安否確認や、所在状況などの把握にも努めました。

#### 発災2ヶ月後、ようやく行政、市社協、

市民児協で顔をあわせる場が設けられ、七尾市全体の被害状況や支援事業の報告、市民児協に対する要請事項などについて情報共有しました。行政、市社協、多くの団体が活動している中、市民児協としても、その地域ごとの特性に合わせ、民生委員活動の基本であるつなぎ役を意識しつつ、柔軟な対応が求められていると感じました。

市民児協活動においては、行政・市社協はもちろんのこと、自治会・町内会など地域住民を含む幅広い関係者との連携、協力が欠かせないことも再確認いたしました。

#### 発災から5か月経過した現在の状況

震災から5か月経過した5月時点でも、まだ市内7か所で約160人の避難者が避難所で余儀なくされています。被災者の生活再建、復興に向けての支援は続けられていますが、市民児協でも今後の活動に向けた研修や、転入・転出などによる避難行

動要支援者名簿の見直しを行ながらこれから支援体制づくりに取り組んでいます。

少しずつではありますが、介護予防体操、サロン活動、よりあいの場など、高齢者の見守り支援体制も進めています。児童との関わりにおいては、交通安全街頭指導の見守りや学校訪問、行事などに参加し、コミュニケーションをとるなど、子どもたちへの心のケアに微力ながら協力させていただいております。

今回の大きな地震は能登半島だけの問題ではありません。今後、見えてくる課題の解消に向けての民児協の取り組みは不可欠です。そして、平常時から地域住民と行政や地域の幅広い関係者が連携しながら災害に備える体制作りが求められます。

令和5年5月に発刊された「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の災害に備える民生委員・児童委員活動10か条は被災者でありながら活動する民生委員にとつてはとても有効でした。そして、今回の大震災の経験をふまえ、民生委員・児童委員活動の原点に立ち返ったとき、民生委員信条は、私にとつて忘れてはならない大切なものとなりました。

# 氷見市における被災後の活動

富山県氷見市民生委員児童委員協議会 会長 澤武俊一

## ～活動状況と10か条について～

### 発災直後の「自分自身と家族の安全確保」

地震直後、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の災害に備える民生委員・児童委員活動10か条（以下、10か条）第1条「自分自身と家族の安全確保を最優先に考える」このことが頭をよぎり、後ろ髪を引かれる思いで避難場所に避難した民生委員が多くいます。最大3メートルの津波警報が発令され、私自身海岸から約500mの地点で被災し、多くの家具などが散乱するなか、まずは89歳の母と妻の安否を確認し、外へ逃げることを伝えました。近所にいる姉が車で避難する途中に母を同乗させ、高台に向かいました。地域で自主防災組織の一員である私は、ヘルメットを着用し、妻と逃げるか、近所の人暮らしの高齢者に声をかけるか迷いながら、一人目の高齢者に声をかけ、避難する近所の家族に同乗させてもらうことにしました。妻だけ、車で高台に逃げることを指

示し、せめて自宅に近い高齢者に声をかけて回ることを決め、徒步にて一人暮らしの高齢者に向かっていると、車で避難している妻から、車が道の亀裂に落ち、動けなくなつたとの連絡があり、ふと我に返つて、まずは、「自分自身と家族の安全確保」と思い、徒步にて車の元へ向い高台へ向きました。

### 避難所での避難と被災者支援

避難所である氷見ふれあいスポーツセンターに到着しましたが、車の渋滞、駐車場の確保など、誰かが誘導しないと收拾がつかない状態であつたため、自主的に車誘導の手伝いを始めました。市役所の職員が避難所に着いた頃に、今度は避難所での手伝いを始めました。何かできることはいかに担当者に尋ねながら、水の配布、非常食の配布、マットなどの配布を手伝いました。安否確認のため、名簿を持参しなかつた

ことを後悔しました。もし、津波や地震の災害が今回以上にひどい場合は、自宅にある高齢者の連絡先を取りに行くことができません。避難所からの支援のため、10か条第6条「名簿などの個人情報の保管方法・更新方法を決めておくこと」については、持ち出しリストに入れるか、市町村や社会福祉協議会での保管とし、すぐ活用できる方法を模索する必要があります。

発災後2日目からは、安否確認を電話や訪問で行い、困っていることを聞き、「断水のため、薬を飲む水がない」「家具が倒れているが1人では起こせない」「ガラスが散乱しているが捨てることができない」「トイレの水が確保できない」「家が傾き、住むことができない」「ブロック塀が崩れ道をふさいでいる」という声を自治会役員や包括支援センターへ連絡し、市役所への問い合わせを行いました。

発災後3日目以降支援物資が届き始め、水、非常食などの配布を行うとともに給水車での待ち時間の長さや、そもそもそこまでもらいに行けない方には、飲料水と生活用水（トイレの水）を定期的に運び、様子を伺いました。そのうち、災害ゴミの仮置

き場が開設されるもののそこまで運ぶことができないので、民生委員自身が運んだり、自治会に依頼し、共同で運搬することになりました。発災後1週間は、生活上での困りごとが中心の支援になっています。親族が近くにいる方は、定期的に支援をしてもらえるし、余震や住宅に不安がある方は、一時的に親族のもとへ避難することになり、訪問の件数が減っていきました。

## 時間の経過とともに見えてくる地域と委員

### 活動上の課題

発災後1週間が経過すると、断水が解消された地域とそうでない地域では、対応は違つてきますが、ブルーシートの配布、罹災証明の申請、ボランティアセンターの利用、ケアマネジャーとの連携などを行なったの確認を行いました。

住宅に不安ある高齢者には、住居の相談ができるよう市役所の担当から情報をもらいました。

10か条第8条「委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する」に関して、氷見市の民児協の会長として、臨時会

長会の開催を行つてはどうか考えました。

そこで、民生委員・児童委員の取り組みや課題、悩みなど共有する機会を持つことで委員の支援になるのではないかと考えました

が、実際は、事務局が多忙なこと、地区会長会の開催によつて支援に走り回つている委員各位にさらに負担がかかるのではないかと考えて開催を取りやめました。せめて文書の発送で対応や支援、悩みなどをいつでも聞ける状態にするべきであったと思います。

## 時間の経過とともに見えてくる地域と委員

### 行政からの依頼による支援ニーズ確認とメンタルケア対応

発災後2か月が経過すると、この頃から、市役所の健康課が甚大な被害のあつた

地域の住民に対して、保健師を派遣し、聞き取り調査を行つています。さらに各民生委員に地域での状況を把握し、報告するよう依頼がありました。

## かけました。

さらに3月の会長会では、それぞれの活動の様子や困りごとなどみんなで共有し、今後の非常時の活動に対応して役立つようにしました。

民児協の互助会の案内や手続きに関するも発信し、実際に被災した民生委員のうち5割強の皆さんに見舞金の配布手続きを進めています。住居が全半壊し、転居を余儀なくされた2名からの、民生委員を辞したいとの申し出を受諾するとともに、新しい民生委員の推薦を自治振興委員に依頼していました。不在であつた地域では、同じ地域の民生委員が十分ではないものの、できる範囲でカバーしています。

ら心のケアに重点が移り、より一層話しかけたり、市役所から発信されるさまざまなお情報を届けることへと移行してきています。

また、厚生センターが心のケアの専門家の講演会を開き、民生委員も数名参加するなかで、支援者すなわち民生委員自身のケアが必要であることをふまえて、2月中旬の発災後初めての会長会において、無理のない活動をすることや民生委員自身の困りごとがあれば民児協に相談するよう呼びかけました。

# 民児協における効果的な運営・充実した活動に向けた組織機能の強化をめざす！

民生委員法第24条では、民生委員協議会（法定単位民児協）の任務が示されています。本年度（合計4号）はそのなかの民生委員の職務に関する機能に焦点をあて、効率的な運営・充実した活動につなげるためのポイントを整理していきます。

## 【報告】

### 定例会を活用した実践の紹介

香川県三豊市財田地区民生委員児童委員協議会 会長 前田 昭文

#### 1. 財田地区民児協の概要

財田地区は、香川県の西側に位置する三豊市の南端にある町です。区内の民生委員は15人（うち、2人が主任児童委員）であり、令和4年度の一斉改選時に4人の新任委員を迎えています。最長任期は11期目を迎える私で、以降10期目、4期目、3期目の委員が日々協力しながら活動を進めています。

#### 2. 定例会の取り組み

月に1回、第3火曜日の午前中に定例会を

- ① 地域の関係機関等との意見交換
- 前半は、行政や地域の関係機関等に出席を依頼し、話を聞いたあとに意見交換をしていきます。これは、民生委員の活動を進めるうえで必要となる知識の取得、同じ地域で活動する関係機関などとの交流、関係づくりを目的にしています。

表一に記載したとおり、地域内のさまざまな関係者に定例会へ参加してもらっています。

地域の課題は複雑・多様化しており、民生委員にはその対応が求められます。しかしながら、委員個人での知識取得には限界があり、法定単位民児協がその場を用意しています。また、地域の関係機関などとのつながりづくりにも同じことがいえます。法定単位民児協としてかかわりを広めていくことで、民生委員を知つてもらう機会にもなっています。

#### 【実施例】

- |    |                 |
|----|-----------------|
| 例1 | 出席者 .. 行政職員     |
|    | テーマ .. 災害時の避難方法 |
| 例2 | 出席者 .. 専門家（弁護士） |
|    | テーマ .. 法律相談     |
| 例3 | 出席者 .. 学校関係者    |
|    | テーマ .. 学校との連携   |
| 例4 | 主席者 .. 老人クラブ関係者 |
|    | テーマ .. お互いの活動内容 |

表1 定例会への外部出席者とテーマ

#### ② 事例の共有と対応策の検討

後半は、支援活動のなかで困ったことや悩みごと、報告事項を委員が順番に話す時間にしています。

話す時は守秘義務を周知徹底したうえで「対象者の実名をあげる」ことをルールにしています。狭い地域であるため、実名をあげることで他の委員がその人のことを知つていて、担当者が把握していかなかった情報を得る

ことができたり、対象者を気にかけるようになつたり、みんなで対象者を支えていくという動きにつながっていきます。

### もう一つのルールは、各委員に発言がない

か必ず確認するようにしています。皆が発言できる機会を平等に確保するためです。

これまで、定例会でのやりとりから、研修に参加する」、「市が実施している研修に参加する」という次の取り組みにつながった例があります。

また、財田地区は山間部で交通手段が限られているため、委員の問題提起からアンケート調査を行い、その結果に基づき行政に対し意見具申をしたところ、試験的に移動支援が開始したという例もあります。

## 3. 法定単位民児協に求められること

財田地区民児協が定例会で「困ったことや悩みごと」を話し合うことは、私が委員になつた30年以上前からすでに始められていました。2006年に近隣の6町と対等合併しましたあと、定例会の取り組みを話した時、同様の取り組みが必ずしも行われていないことを知りました。その後も民生委員活動を続けるなかで、県内の単位民児協でも取り組みをしていないところがあることもわかりました。

民生委員はそれぞれが担当地区をもつて活動していますが、財田地区民児協というチームに所属しています。私はチームで活動することの意義を重要視しています。

定例会の時、学びの場を設けることは、新任委員にとって実践経験を補強する機会になります。ベテランの委員にとつても新たな気付きや選択肢を得る機会になります。

定例会前半に出席の他機関との交流は、民児協の「チームの輪」を広げていくことになります。学校関係者や老人クラブとの交流は、地域での活動をしやすくすることだけではなく、将来的な視点で民生委員として活動してくれるなりてを増やす手段になる可能性もあります。

「チームの輪」が広がることで、いずれは支える側が支えられる側になつたり、その逆になつたりします。私は、法定単位民児協がその拠点になつて、問題解決や地域との関係づくりをふくめたつなぎ役になりたいと考えています。

「定例会という時間をどう活用していくか」そのことを単位民児協の会長が意識することは、民生委員の活動のしやすさにもつながります。また、チームの方針を決め、みなで同じ方向に向かっていく、そのことが活動を活性化していきます。

### 【参考情報】

民生委員法第24条にある民生委員協議会の任務

一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

三 民生委員の職務に関する福祉事務所その他の関係行政機関との連絡

四 必要な資料及び情報を集めること。民生委員をして、その職務に関する必要な知識及び技術の修得をさせること。

五 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

民生委員協議会は、民生委員の職務に関する必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができ。市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

# 令和5年度 全民児連事業報告および決算

6月5日に開催された「令和6年度全国民生委員児童委員連合会第1回評議員会」で、令和5年度事業報告・決算が承認されました。以下、事業報告と決算の概要を報告します。

## 【令和5年度全民児連 事業報告】

令和5年度は、「活動環境の整備と委員活動の継続支援」「こども家庭庁の創設と新たなこども政策への対応」「災害への備えと被災地民児協支援」3つの重点に基づき事業を行いました。

### 1. 重点事業

(1) 活動環境の整備と委員活動の継続支援では、令和4年12月の一斉改選の結果において、特徴のみられる都道府県・指定都市について、当該民児協を通じて、委員会に於ける状況を確認し、欠員率や新任委員の割合が高くなる要因を把握しました。

同様に、一斉改選後の新任委員に対する研修の機会の確保状況等、新任委員の活動継続の支援に向けたフォローアップの実態を把握しました。

上記実態をふまえ、民児協の機能強化に向けて、国に対しICT活用の基盤整備、弁護士等専門家による助言体制確保

等のための予算、加えて活動保険の保険料の全額公費負担化の要望を行い活動環境の整備促進を図りました。

(2) こども家庭庁の創設と新たなこども政策への対応では、令和5年4月のこども家庭庁の発足後、民生委員および児童委員の制度・活動の一體性が確実に担保されるよう、国及び地方の各段階における関係者による協議の場の設置と定例開催等の実現を働きかけました。

また、改訂「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の普及に向けた周知を図るとともに長期的な復旧・復興支援にあたっている被災地民児協の取り組みや課題等についても把握と発信を行い、風化防止を含む継続的な支援を行いました。

委員制度・活動の一體性の担保については、各自治体における要保護児童対策地域協議会や学校と民児協との関係変化の有無等について、都道府県・指定都市民児協を通じた情報収集を行い、課題把握を行いました。

### 2. 各部会の取り組み（抜粋）

#### (1) 総務部会

- ① 第92回全国民生委員児童委員大会（広島県広島市）の開催
  - 【日時】令和5年11月21日～22日
  - 【参加人数】3267人
- ② 持続可能な全国大会のあり方の検討

令和6年1月の主任児童委員制度創設30周年の節目を迎えるにあたり、主任児童委員の役割や機能等のあり方等について整理し、中間報告としてとりまとめました。

(3) 災害への備えと被災地民児協支援では、令和5年度に発生した大規模災害の被災地における委員の被害状況や活動上の課題等を確認し、情報発信するとともに全国段階における「被災地民児協支援募金」による資金援助以外の新たな支援の実施に向けて検討しました。

- ・大会参加費の見直し 令和7年度から  
8000円に見直し
- ・プログラム内容の検証 令和6年度から活動交流集会のテーマ設定見直し
- ③制度創設110周年を見据えた検討
  - ・互助共励事業を含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化（令和6年度第1回評議員会に上程）
  - ④「被災地民児協支援募金」等による災害被災地への支援
  - ・被災地民児協支援募金の支払い  
1370万円（7災害のべ20県・市県市民児協）
  - ・ヒアリング・現地視察 3県

- 
- (2)地域福祉推進部会
    - ①民児協活動実態調査の実施
      - ・市区町村民児協活動実態調査2023のとりまとめ
      - ・民児協実態調査準備委員会の開催（単位民児協活動実態調査2024の準備・実施）
      - ②民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備
        - ・「欠員率が高い」「新任委員の割合が高い」等の特徴がある地域へのヒアリングと報告書のとりまとめ
  - (3)児童委員活動推進部会
    - ①こども家庭庁発足後の対応等
      - ・各自治体における要保護児童対策地域協議会や学校、民児協との関係変化や実務的な課題の有無等を情報収集
    - ②主任児童委員制度の現状と課題、今後のあり方整理（主任児童委員制度創設30周年における主任児童委員と児童委員のさらなる連携強化に向けて）
    - ・主任児童委員の制度・活動の振り返り
  - (4)広報・研修部会
    - ①委員活動推進のための環境整備
      - ・社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発
      - ・全国の民児協の広報活動支援
      - ・民生委員・児童委員の日 活動強化週間にあわせたPRグッズの頒布、各地の取り組みをまとめて全民児連ホームページへ掲載（厚労省プレスリリースと連動）、JR沿線を中心とした全国の主要駅等で電子媒体（デジタルサイネージ）を活用した広告による普及啓発、「民生委員・児童委員の日」の記念日登録（5月12日）、PR動画「あなたのまちにも編」の主任児童委員バージョンの作成
    - ②活動記録見直しの検討
      - ・活動記録の記入様式Excel版データの改修
      - ③「民生委員制度創設100周年活動強化方策」の推進
        - ・単位民児協版活動強化方策の作成を促進するためのワークブック作成
        - ④災害に備える民生委員活動および被災地における民生委員活動、民児協の支援
          - ・全国児童委員・主任児童委員活動研修会の開催

- 
- と今後の活動推進について（中間報告）のとりまとめ
- ③児童委員活動の手引き48集』の作成
  - ④児童委員活動に係る研修、啓発事業の実施
  - 【日時】令和5年12月7日～8日
  - 【参加人数】194人

<p><b>頒布</b></p> <p>民生委員応援。ピンバッジの製作・販売、児童委員、主任児童委員の活動紹介チラシ2種、活動周知チラシ作成、LINEスタンプの作成・販売準備</p> <p><b>研修実施方法の検討</b></p> <p><b>評議員セミナーの実施</b></p>	<p><b>④評議員セミナーの実施</b></p>	<p><b>③研修実施方法の検討</b></p>	<p><b>②表彰運営要領に基づき、退任委員への表彰を実施</b></p>	<p><b>①委員会を開催し、被表彰者を決定</b></p>	<p><b>(3) 表彰審査委員会</b></p>																																																
<p><b>(1) 機関紙編集委員会</b></p> <p>民生委員・児童委員活動に必要な国の施策や地域福祉・児童福祉等の動向、全民児連の取り組みなどについて機関紙『ひろば』『View』を通じた情報提供の充実</p>	<p><b>(2) 人権・同和に関する特別委員会</b></p> <p>①『ひろば』を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）、全国大会、各種研修会等での人権関係資料の配布</p>	<p>令和5年度全民児連 決算の概要</p> <p><b>【一般会計】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">収 入</th> <th colspan="2" style="text-align: left;">支 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2億 228万 6,549円</td> <td colspan="2">2億 210万 6,016円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><i>〈内訳〉</i></td> <td colspan="2"><i>〈内訳〉</i></td> </tr> <tr> <td>会費収入</td> <td>80.4%</td> <td>人件費</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>参加費収入</td> <td>7.9%</td> <td>事務費</td> <td>12.6%</td> </tr> <tr> <td>頒布収入</td> <td>10.1%</td> <td>事業費（大会除く）</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>1.6%</td> <td>全国大会費</td> <td>24.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>販売原価支出</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>分担金、助成金、負担金</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>その他支出</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>補助事業会計繰入</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>特別事業会計繰入</td> <td>11.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない</p>	収 入		支 出		2億 228万 6,549円		2億 210万 6,016円		<i>〈内訳〉</i>		<i>〈内訳〉</i>		会費収入	80.4%	人件費	15.7%	参加費収入	7.9%	事務費	12.6%	頒布収入	10.1%	事業費（大会除く）	22.3%	その他の収入	1.6%	全国大会費	24.0%			販売原価支出	7.7%			分担金、助成金、負担金	3.1%			その他支出	1.1%			補助事業会計繰入	2.2%			特別事業会計繰入	11.3%	<p><b>【特別事業会計①（特別事業資金事業）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不測の事態により分担金収入が見込めない場合などに備えた「運営資金積立事業」と、110周年記念事業等に向けた「特別事業資金事業」により構成。</li> <li>一般会計から110周年記念事業等に向けた積立金2000万円、評議員慶弔事業から292万6,253円を「特別事業資金」に繰り入れた。</li> </ul> <p><b>【特別事業会計②（被災地民児協支援募金）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は4,538万4,310円の募金が集まった。運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等を実施（令和5年度に災害救助法が適用された市町村が属する延べ20県・市民児協への一次支援金および被災委員への見舞金等、計1,370万円を送金）。</li> <li>残金はすべて次年度に繰り越す。</li> </ul>		
収 入		支 出																																																			
2億 228万 6,549円		2億 210万 6,016円																																																			
<i>〈内訳〉</i>		<i>〈内訳〉</i>																																																			
会費収入	80.4%	人件費	15.7%																																																		
参加費収入	7.9%	事務費	12.6%																																																		
頒布収入	10.1%	事業費（大会除く）	22.3%																																																		
その他の収入	1.6%	全国大会費	24.0%																																																		
		販売原価支出	7.7%																																																		
		分担金、助成金、負担金	3.1%																																																		
		その他支出	1.1%																																																		
		補助事業会計繰入	2.2%																																																		
		特別事業会計繰入	11.3%																																																		

令和5年度全民児連 決算の概要	
<b>【一般会計】</b>	
<b>【特別事業会計①（特別事業資金事業）】</b>	
● 不測の事態により分担金収入が見込めない場合などに備えた「運営資金積立事業」と、110周年記念事業等に向けた「特別事業資金事業」により構成。	
● 一般会計から110周年記念事業等に向けた積立金2000万円、評議員慶弔事業から292万6,253円を「特別事業資金」に繰り入れた。	
<b>【特別事業会計②（被災地民児協支援募金）】</b>	
● 令和5年度は4,538万4,310円の募金が集まった。運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等を実施（令和5年度に災害救助法が適用された市町村が属する延べ20県・市民児協への一次支援金および被災委員への見舞金等、計1,370万円を送金）。	
● 残金はすべて次年度に繰り越す。	

# 令和5年度 全国民生委員 互助共励事業実績 および決算報告

6月5日に開催した「令和6年度全国民生委員互助共励事業第1回運営委員会」で確認された、令和5年度の事業報告および決算を報告します。

## 1. 互助事業の実施

民生委員・児童委員の活動中の事故などに対する「公務給付」と活動中以外の「一般給付」を実施しました。

種類	件数	金額(円)
公務死亡弔慰金	0	0
公務傷害見舞金	249	8,530,000
公務疾病見舞金	9	270,000
公務給付金小計	258	8,800,000

一般死亡弔慰金	555	16,650,000
一般配偶者死亡弔慰金	1,056	10,625,000
一般傷病見舞金	3,143	30,622,000
一般災害見舞金	91	5,950,000
一般退任慰労金	2,154	8,978,000
一般給付金小計	6,999	72,825,000

給付金支出計	7,257	81,625,000
--------	-------	------------

## 2. 共励事業の実施（抜粋）

委員活動の推進、研鑽に資することを目的に、中央（全社協）と地方（都道府県・指定都市社協、民児協）で実施しました。

### (1) 中央共励事業

- ① 民児協活動強化推進事業の実施
- ・ 令和4年度は新規募集を見合わせていましたが、今年度の申請はなかつたた

- ② 地方共励事業の実施
  - ① 事業費の助成（申請65都道府県・指定都市に対し2029万800円）
  - ② 指定民児協育成事業への助成（申請43都道府県・指定都市に対し510万3000円）
  - ③ 相談に関する研修会への助成（申請34

### 令和5年度全国民生委員互助共励事業決算概要

収入の部	決算額	
	会費収入	440,190,100円
国庫補助金収入		10,848,000円
その他の収入		583,522円
合計額(A)		451,621,622円

支出の部	決算額	
	人件費支出	13,814,745円
事務費支出		856,568円
事業費支出		51,437,266円
助成金支出		101,734,500円
給付金支出		81,625,000円
負担金支出		1,290,200円
会計区分間繰入金支出		116,023,451円
雑支出		57,100円
民生委員退任慰労金積立支出		60,000,000円
支出計(B)		426,838,830円

前期末繰越金(C)	444,858,975円
当期末繰越金(A - B + C)	469,641,767円
当期末 運営資金積立預金	54,079,407円
当期末 退任慰労積立預金	570,088,472円

注) 退任慰労積立金については、全国の委員が一斉に退任した場合に備える引当金としての性格に照らし、毎年度積み立てを行ない、8億円余りは常に維持すべきものとしている。

## 3. 民生委員・児童委員活動保険への協力

- (1) 保険料の一部負担
  - 保険料の2分の1相当額（約8802万円）を負担（別途国庫補助あり）。
- (2) 「事故防止のためのセミナー」の開催
  - 2か所（宮城県、鳥取県）において催しました。

都道府県・指定都市に対し360万円、うち11万3000円分は事業中止のため返還  
※別途、67都道府県・指定都市民児協へ事務費の助成金として6950万3700円を送金。

## 主任児童委員制度創設30周年を迎えた主任児童委員活動の現状と今後の活動推進に向けて（中間報告）について

令和6年1月に主任児童委員制度創設30周年を迎え、『主任児童委員制度創設30周年を迎えた主任児童委員活動の現状と今後の活動推進に向けて（中間報告）』（以下、中間報告）をとりまとめ、全民児連ホームページ（関係者専用ページ内）に公表しました。

この中間報告では、主任児童委員のこれまでの制度・活動上の課題を整理し、主任児童委員および児童委員協議会の活動推進に向けた今後の対応について方向性を整理しています。また、今後の対応の具体的な取り組みについては、その推進を図るべく「今後の児童委員、主任児童委員活動の充実に向けた取り組みチェックリスト」を作成し、全民児連ホームページに掲載しています。

なお、地区の様子をよく知る児童委員と児童福祉の知識と地域全体の視点をもつ主任児童委員の連携が子どもの健全育成に必要不可欠です。民児協内の円滑な主任児童

委員の連携・協力には、単位民児協の会長の理解と協力が重要となります。単位民児協会長、主任児童委員が意識すべきポイントを次のとおり記載していますので、

チエックリストとともにご確認いただき、主任児童委員との連携強化に向けた児童委員協議会の活動推進にお役立てください。

『単位民児協会長として取り組んでいただきたいこと』

- ・主任児童委員の『主任』は職位ではなく、子どもに関する支援を『主に任ずる』という意味であることの周知

また制度創設30周年の節目に、児童委員、主任児童委員の活動理解促進のため、紹介チラシを2種（ピンク…教育機関向け、青…行政機関向け）作成いたしました。本チラシは無料で全民児連ホームページからダウンロードいただけますので、裏面に単位民児協名等を記入いただき、広くご活用ください。

なお、本号に見本としてチラシ2種の原物を同封しています。定例会時等で、チラシの活用方法についてご検討いただき、主任児童委員の役割と存在のアピールにお役立てください。

- ・年間スケジュールを民児協内で共有し、民児協内でお互いがどのような取り組みを行っているかを把握する



教育機関向け  
活動チラシ



行政機関向け  
活動チラシ

『主任児童委員自身が意識すべき事項』

- ・主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから選任されているという意識をもつ
- ・子どもの声の代弁者としてこどもの声を積極的に拾い、社会に発信していく
- ・活動の悩み等をひとりで抱え込まず組織として対応していく

## 令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案

令和4年12月の一斉改選の結果から、「充足率が高い」「欠員率が高い」「新任委員の割合が高い」などの特徴がある市区町村から、推薦の仕組みや選任要件、民生委員の活動環境、地域住民や関係機関との関わりなどの現状をヒアリングして、その結果と提案事項を報告書にまとめました。

### 1. ヒアリング調査からみえた傾向

令和5年11月～12月に、18市区町村にヒアリング調査を実施したところ、次のように傾向がみられました。

#### ① 推薦がスムーズな地域

自治会や地域の関係機関が民生委員の意義や活動、必要性を理解している、日頃から連携している。

#### ② 委員活動を続けやすい環境

民児協内の風通しがよい、相談しやすい関係性がある、地区内に限らずさまざまな委員と情報交換できる、やりがいや楽しさを感じられる。

### 2. 調査に基づく提案事項（抜粋）

調査結果に基づき、民生委員・児童委員のなりて確保のために有効と考えられる取り組みを「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」にわけて整理しています。そのなかから、「各地の民児協」の取り組みを抜粋して紹介します。

- (1) 水平型組織としての単位民児協運営 所属する委員が全員参加し、互いを尊重しつつ意見を言い合える雰囲気をつくる。

詳細は、全民児連ホームページをご確認ください。

#### (1) 委員が活動しやすい環境づくり

ベテランと新任でペアを組んで活動の悩みを相談できる仕組みをつくる、少人数で困りごとを相談し合える時間をつくる、定例会で困難な課題の事例検討を行うなど、困りごとを抱え込まない関係をつくる。

#### (2) 働きながら活動する委員への理解

活動できる時間や得意分野が違うことをお互いに理解しあい、補い合う関係を意識しながら相手への思いやりをもつ。

#### (3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し

定例会を情報共有だけの場として開催するのではなく、事例検討や困りごとの共有・アドバイスなどの時間とするなど、状況に応じて適切な手段を活用しながら、時間を有効に使うことで、委員が活動しやすい環境をつくる。

民生委員のやりがいを地域住民や関係機関の方へ積極的に発信したり、民生委員同士でやりがいや楽しさを共有し、民生委員活動のよさを感じる機会を増やす。

#### (5) 意見具申の実施

民児協が意見具申権を活用できることの重要性を理解する。なりて確保など、とくに課題を感じことが多い事項は、必要に応じて意見具申の実施を検討する。

#### (6) 普段の活動のなかでの意識づけ

普段の地域活動のなかでさまざまな関係者と関わるなかで民生委員・児童委員の適任者がいるのか、民生委員自身が気にかけておく。

#### (7) やりがいの発信

民生委員のやりがいを地域住民や関係機関の方へ積極的に発信したり、民生委員同士でやりがいや楽しさを共有し、民生委員活動のよさを感じる機会を増やす。

# 全民児連の動き

## 民生委員・児童委員活動保険について

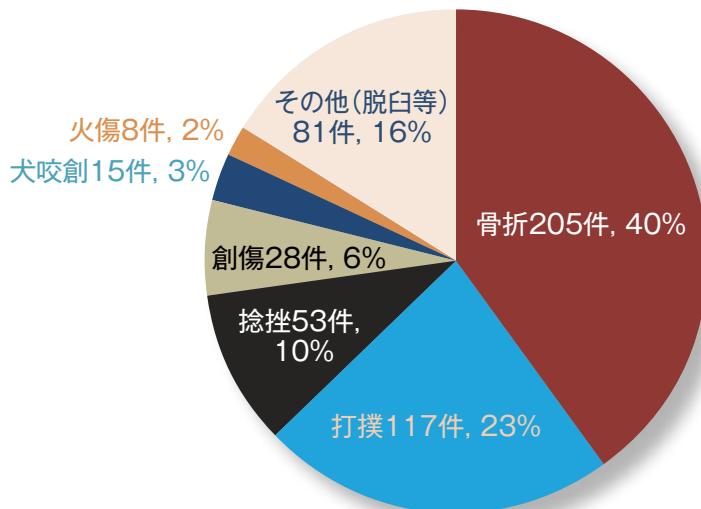
### 令和5年度の事故受付の状況

「民生委員・児童委員活動保険」は、平成26年度の創設から10年が経過しました。活動中の事故はコロナ禍の令和2～3年を除き500件前後で推移していますが、令和元年度が509件、令和4年度が546件、令和5年度が525件であり、コロナ前を超える事故受付件数となっています。

令和5年度の内訳は、委員本人の負傷事故507件、対物賠償16件、対人賠償2件です。負傷の種類は、転倒等による骨折が205件と最も多く、打撲、捻挫と続いています。

今後も民生委員・児童委員活動を安心して継続していただくためにも、災害時等は、まずご自身と家族の身を守ることを第一に考え、訪問先、移動時等の事故に十分注意いただきなど、1人ひとりが安全で無理のない活動を心がけ、事故を減らすことが大切です。改訂版『民生委員・児童委員活動事故防止のためのヒント集』(令和6年1月)や本誌『view No.221』(令和3年9月)等をご活用いただき、引き続き事故防止の注意喚起をお願いします。

令和5年度における委員本人の負傷区分



#### ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

#### 単位民児協会長のための情報誌 View No.232

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2  
全国社会福祉協議会民生部内  
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：平井 庸元
- ▶ 発行日：令和6年6月18日

- ・本誌のタイトル「View (ビュー)」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
- ・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。